

議 案 名	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴う手数料の新設、区分の見直しによる文言を改めるため、富士見市手数料条例の一部を改正するものです。</p>
主 な 制 定 内 容	<p>(1) 第2条別表69項、70項に関しては、低炭素建築物新築等計画の認定の区分の見直しによる文言の改正及び誘導仕様基準の新設に伴う審査手数料の新設。</p> <p>(2) 第2条別表77項、82項に関しては、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の文言の改正及び誘導仕様基準の新設に伴う審査手数料の新設。</p>
施 行 日	公布の日

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新		旧			
別表（第2条関係） 1～68（略）		別表（第2条関係） 1～68（略）			
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 （ア） <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>  <u>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u>  <u>（削る）</u> ウ <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u>  （ア） <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> （イ） <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>	次に掲げる額を合算した額  1件につき 5,000円  1件につき <u>11,000円</u>  1件につき <u>23,000円</u>  <u>（削る）</u> <u>（削る）</u>  <u>（削る）</u>  1件につき <u>11,000円</u> 1件につき 19,000円	69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 （ア） <u>申請に係る一の建築物の住戸数（以下この項及び70の項において「住戸数」という。）が1戸のもの</u> <u>（イ）住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</u>  <u>（ウ）住戸数が5戸を超え10戸以内のもの</u> <u>（エ）住戸数が10戸を超え25戸以内のもの</u> <u>（オ）住戸数が25戸を超えるもの</u> ウ <u>住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物</u> （ア） <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> （イ） <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u>	次に掲げる額を合算した額  1件につき 5,000円  1件につき <u>5,000円</u>  1件につき <u>10,000円</u>  1件につき <u>18,000円</u> 1件につき <u>31,000円</u>  1件につき <u>52,000円</u>  1件につき <u>10,000円</u> 1件につき 19,000円

70	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（69の項及び71の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合する場合</u></p> <p><u>（ア） 一戸建ての住宅</u></p> <p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>（イ） 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u></p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p> <p>b <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u></p> <p>イ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合する場合</u></p> <p><u>（ア） 一戸建ての住宅</u></p> <p>a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p>b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>（イ） 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u></p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未</u></p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>(削る)</p> <p>1件につき 40,000 円</p> <p>1件につき 44,000 円</p> <p>1件につき 80,000 円</p> <p>1件につき 135,000 円</p> <p>(削る)</p> <p>1件につき 20,000 円</p> <p>1件につき 22,000 円</p> <p>(削る)</p> <p>1件につき 38,000 円</p>	70	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（69の項及び71の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア <u>一戸建ての住宅</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ <u>住宅用途を含む建築物の住戸部分</u></p> <p>(ア) <u>住戸数が1戸のもの</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(イ) <u>住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</u></p> <p>(新設)</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 38,000 円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 38,000 円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 66,000 円</p> <p>(新設)</p>
----	---	--	----	--	---

満のもの			
b 床面積の合計が300平方メートル以	1件につき 66,000円	(新設)	(新設)
上のもの			
(削る)	(削る)	(ウ) 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき 96,000円
(削る)	(削る)	(エ) 住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき 140,000円
		の	
(削る)	(削る)	(オ) 住戸数が25戸を超えるもの	1件につき 203,000円
ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める	(削る)	ウ 共同住宅の共用部分	1件につき 111,000円
省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合			
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		(新設)	
a 床面積の合計が300平方メートル未	1件につき 267,000円	(新設)	(新設)
満のもの			
b 床面積の合計が300平方メートル以	1件につき 334,000円	(新設)	(新設)
上のもの			
エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める		エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部	
省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合		分及び非住宅建築物(オ以外の場合)	
(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	(削る)	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以	1件につき 250,000円
		内のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未	1件につき 102,000円	(新設)	(新設)
満のもの			
b 床面積の合計が300平方メートル以	1件につき 130,000円	(新設)	(新設)
上のもの			
(削る)	(削る)	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを	1件につき 317,000円
		超えるもの	
(削る)		オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の	
		部分及び非住宅建築物(建築物エネルギー消	

		<u>費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合する場合）</u>	
(削る)	(削る)	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 91,000円
(削る)	(削る)	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき 118,000円

71～76 (略)		71～76 (略)			
77	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項及び78の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p><u>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</u></p> <p><u>(ア) 一戸建ての住宅</u></p> <p><u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u></p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p> <p><u>1件につき 20,000円</u></p> <p><u>1件につき 22,000円</u></p>	77	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（76の項及び78の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 38,000円</p> <p>1件につき 66,000円</p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 334,000円</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 334,000円</p>
---	---	---	---

78～81 (略)		78～81 (略)		
82	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(81の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に<b>定める</b>基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に<b>定める</b>基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>	次に掲げる額を合算した額	<p>82</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(81の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に<b>掲げる</b>基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に<b>掲げる</b>基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>	次に掲げる額を合算した額
		1件につき 40,000円	1件につき 40,000円	
		1件につき 44,000円	1件につき 44,000円	
		1件につき 80,000円	1件につき 80,000円	
		1件につき 135,000円	1件につき 135,000円	
		1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	
		1件につき 22,000円	1件につき 22,000円	



<p>a 床面積</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 38,000円</p>	<p>a 床面積 (<del>建築物エネルギー消費性能基準</del>等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物及び同令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、<u>共用部分の床面積を除く。</u> bにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 38,000円</p>
<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 66,000円</p>	<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 66,000円</p>
<p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号<u>イに定める</u>基準に適合する場合</p>		<p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号<u>ロに掲げる</u>基準に適合する場合</p>	
<p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>		<p>(イ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	
<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき <u>267,000円</u></p>	<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき <u>102,000円</u></p>
<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき <u>334,000円</u></p>	<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき <u>130,000円</u></p>
<p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号<u>ロに定める</u>基準に適合する場合</p>		<p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号<u>イに掲げる</u>基準に適合する場合</p>	
<p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>		<p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p>	
<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき <u>102,000円</u></p>	<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき <u>267,000円</u></p>
<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき <u>130,000円</u></p>	<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき <u>334,000円</u></p>

83～87 (略)

83～87 (略)